

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月9日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
今井小学校 空調室外機修繕
- 2 履行場所
横浜市保土ヶ谷区今井町981番地の1
横浜市立今井小学校
- 3 契約日
令和7年1月20日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年3月27日
- 5 契約金額
711,700円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
東京都墨田区押上1-1-2
パナソニック産機システムズ株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
空調室外機の不調により暖房機能が使用できない状態となった。教職員および児童等の体調への影響が懸念されることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
空調機製造メーカーであり、当該業者以外では修繕できないため。
- 9 所管
横浜市立今井小学校